

申 請

平成 23 年 7 月 5 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人 殿

茨城県知事
橋本 昌

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 3 月 23 日付け指示に関し提出した平成 23 年 4 月 10 日付け申請中別紙 3（解除後の検査計画及び出荷管理）を別紙のとおり変更する。

【 理由及び主な変更点 】

6 月 27 日付け食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、解除後の検査頻度について変更する。

【 参考資料 】

茨城県産原乳の解除後検査結果について

単位: Bq/kg

月 日	曜日	常陸太田市		笠間市		常総市	
		放射性ヨウ素	放射性セシウム	放射性ヨウ素	放射性セシウム	放射性ヨウ素	放射性セシウム
4月15日	金	2	検出せず	2	検出せず	2	1
4月22日	金	1	検出せず	1	検出せず	1	検出せず
4月29日	金	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
5月 6日	金	検出せず	検出せず	1	検出せず	検出せず	検出せず
5月13日	金	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
5月20日	金	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
5月27日	金	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
6月 3日	金	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
6月10日	金	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
6月17日	金	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
6月24日	金	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
7月1日	金	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず

【解除後の検査計画及び出荷管理】

1 解除後の検査計画

解除後，県は定期的な検査を行い，酪農・乳業関係者が一丸となって安全安心な原乳及び牛乳・乳製品を供給する。

(1) 検査 直近 1 か月の検査結果が放射性ヨウ素及び放射性セシウムとも全て暫定規制値（放射性ヨウ素については 100Bq/kg）を安定的に下回る場合には 2 週間毎（基本的に水曜日）に定期的に検査を実施する。

(2) 測定機関 茨城県環境放射線監視センター

(3) 地域区分 3 地域（里美 CS，県央 CS，県西 CS）

(4) 採取場所 CS

注：解除前に検査を行った本新酪農組合，利根酪農組合については，それぞれ県西 CS 又は県央 CS へ集荷後，出荷する。

(5) 採取実施者 県職員

(6) 原乳の保管管理

検査中の原乳は，検査結果が判明するまで CS で保管・管理し，県がこれを確認する。

(7) 暫定規制値を下回った場合の措置

県は検査結果を茨城県酪農業協同組合連合会（以下，「県酪連」という。）に連絡し，県酪連は，連絡を受けた後，原乳の出荷や製品の製造を開始する。

(8) 暫定規制値を上回った場合の措置

県は検査結果を県酪連に連絡し，県酪連は県職員立会のもと原乳を廃棄する。出荷規制の要否が判断されるまで，当該 CS に属する市町村から，原乳の集荷（他の CS への集荷も含む）を自粛する。

○解除後の地域区分及び地域に属する市町村

地 域	地域に属する市町村
里美 CS	日立市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，常陸大宮市（一部），太子町，
県央 CS	常陸大宮市（一部），水戸市，笠間市，ひたちなか市，那珂市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，鉾田市，行方市，土浦市，石岡市，かすみがうら市，桜川市（一部），東海村，潮来市，鹿嶋市，神栖市，稲敷市（一部），河内町，利根町
県西 CS	美浦村，阿見町，稲敷市（一部），龍ヶ崎市，取手市，牛久市，つくば市，守谷市，つくばみらい市，桜川市（一部），古河市，結城市，下妻市，常総市，筑西市，坂東市，八千代町，五霞町，境町

2 解除後の出荷管理等

県は、県酪連及び乳業関係者の協力を得て、原乳の流通を把握する。

(1) 出荷数量等の把握

県酪連は、CS において受け入れた原乳に関して、出荷者名及び出荷量を確認して県へ報告する。また、原乳を乳業工場へ出荷した場合、出荷先の乳業工場及び出荷量について県へ報告する。

(2) 乳業工場での管理

乳業工場は、県酪連から受け入れた原乳を全て処理できない場合、県が指示する乳業工場へ出荷するとともに、当該乳業工場に出荷される原乳の出荷量及び用途について県へ報告する。

乳業工場は、解除後はじめて脱脂粉乳を製造する場合、出荷する前に検査を行い、規制値を下回っていることを確認する。

(3) 県と酪農関係者との情報共有と消費者等への情報提供

県は、酪農・乳業関係者と検査結果などの情報の共有化を図る。

また、県は、県内消費者、流通業者に対しても検査結果などの情報を適時・的確に提供する。